



令和6年12月25日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤 様

秩父広域市町村圏組合
水道事業経営審議会

会 長 宇 野 二 朗

水道料金の改定について（答申）

令和6年3月15日付けで、当審議会に対し諮問のありました、水道料金の改定について、次のとおり答申します。

答申書

令和6年12月

秩父広域市町村圏組合

水道事業経営審議会

目 次

秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会答申について	1
---------------------------	---

【答申に至った経緯】

1 料金算定方法と料金算定期間について	2
2 料金の改定率について	2
3 料金改定の時期について	3
4 料金体系について	3

【付帯意見】	5
--------	---

秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会答申について

秩父広域市町村圏組合水道事業は、著しい人口減少に伴う水道料金収入の減少、施設や水道管の老朽化問題、近年多発している激甚災害などに対する備えなど多くの課題を抱えております。これらの課題に対応しつつ、将来にわたり必要不可欠なライフラインとして安全安心な水を供給する義務を果たすことや、将来世代に負担を負わせない経営とすることは重要であると考えます。

秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会では、令和6年3月15日に管理者から「水道料金の改定」について諮問を受け、事業計画や今後の財政見通しを踏まえ、経営環境に相応しい水道料金の改定率、料金体系などについて計5回にわたり慎重に審議を行いました。

審議の結果、水道事業が住民の生活をはじめ、地域の経済活動に与える影響を考慮した上で、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

1 料金算定方法と料金算定期間について

料金算定方法は、今後計画的に施設や管路を更新していくために、将来の更新需要に備えた資金確保の観点から必要な資産維持費を計上し、適正な原価に基づき料金を算出する「総括原価方式」とする。

料金算定期間については、経済情勢等の変化に対応できるよう、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

2 料金の改定率について

施設及び水道管の老朽化対策や災害に対する備えの面からも計画的な更新工事の実施が必要不可欠であるが、事業費の財源を企業債に過度に依存することは、人口減少が進む将来世代に負債を残すことになる。

また、令和3年度から5年間に限り、高料金対策補助金として基準外の繰入がなされるなど、構成市町の一般会計に依存した経営体質となっている。

本来、水道事業は独立採算制を基本としていることから、将来にわたり安定給水を確保し、かつ将来の負担を軽減できるよう、必要となる経費は水道料金で賄うべきであることを踏まえると、料金改定率は平均51%引き上げることが適当である。

3 料金改定の時期について

今後の財政見通しや事業計画から判断すると、改定時期は令和8年4月1日とすることが適当である。

4 料金体系について

料金収入の安定性を確保するため、基本料金の割合は35%とする。また、負担の公平を考慮し、逓増度は緩やかにすることが望ましい。

【答申に至った経緯】

1 料金算定方法と料金算定期間について

水道料金は、地方公営企業における料金の決定原則に従い、公正妥当かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎に算定することとなっている。総括原価方式は、営業費用や支払利息など適正な原価を算出し、今後の施設の高度化や物価上昇を見込んで将来の更新等に必要な資産維持費を加えて総括原価を算出するものである。

秩父地域は 39 カ所の浄水場と付随施設を管理しており、今後も施設更新は計画的に実施するべきであることから、総括原価方式に基づき料金水準を検討することとした。

また、料金算定期間については、経済情勢等の変化に対応できるよう、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とした。今後も基本計画の見直しにあわせて 5 年毎の料金の見直しを行うことが必要である。

2 料金の改定率について

喫緊の課題である、施設及び水道管の老朽化対策や災害対策を重点的に実施する投資計画とし、改定率を試算している。

改定率の検討においては、以下の条件を満たしたうえで、将来に負担を負わせない経営となるよう、地方公営企業法に基づく独立採算制の原則に従うとともに、事業費の財源を企業債に過度に依存しないことに留意した。

- (1) 料金算定期間内の各年度において、当年度純利益（黒字）を維持すること。
- (2) 料金算定期間内において、内部留保資金を 12 億円以上確保すること。
- (3) 起債の年間発行額は過去最大発行額 10 億を上限とし、起債残高最高額 115 億円を超えないこと。

本来は長期前受金戻入相当額を総括原価から控除しない算定方法をとるが、当水道事業は平成 28 年度の発足以降、広域化施設整備事業に対し多額の費用を投じており、令和 8 年度以降も、総括原価の大部分を占める減価償却費は増加する見込みである。そこで、総括原価の上昇を緩和するためには、長期前受金戻入相当額を総括原価から控除して算定を行うこともやむを得ないと考える。

なお、この措置は、前回の料金算定期間に引き続き限定した措置であることに留意されたい。

また、資産維持費を構成する資産維持率については、将来の資金見通しを考慮した場合、1%が望ましいと考えられるが、料金改定率に及ぼす影響が多いため、今後定期的な料金見直しを実施することを前提に、0.5%を採用することとした。

さらに、令和3年度に実施された料金統一の答申において、改定率として平均17.91%の引き上げを必要としたところ、使用者の影響を考慮して秩父市の料金体系へ統一することになり、改定率は0.25%に留まった。不足する収入額については激変緩和措置として、秩父市をはじめとし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町から、令和3年度から令和7年度の5年間に限り、高料金対策補助金として基準外の繰入がなされるなど、構成市町の一般会計に依存した経営体質となっている。独立採算制の原則から、基準外の繰入に依存する体質の改善は検討すべきである。

以上のことから、料金改定率は平均51%引き上げることが適当である。ただし、料金改定は地域住民の生活に直結する影響を及ぼすことから、社会状況等を十分に見極め、慎重かつ柔軟に判断すべきである。

3 料金改定の時期について

令和3年度から各構成市町より繰入されている高料金対策補助金については、令和7年度までが交付期限とされていることから、令和8年度以降は、財政状況の急激な悪化が見込まれる。

また、今後の著しい人口減少に伴う水道料金収入の減少や、施設及び管路の老朽化の改善、多発している激甚災害に対する備えなど、喫緊の課題に対応するために多額の資金が必要であることから、改定時期は令和8年4月1日とすることが適当である。ただし、住民に対しては十分な周知期間を設け、理解を得る必要がある。

4 料金体系について

料金体系は、受益者負担の原則から使用者に対して公平な費用の負担を求めるものであり、また、健全な経営ができるように料金収入の安定性を確保するものでなければならない。

平成25年3月に厚生労働省で策定した新水道ビジョンにおいては、料金見直しの方向性として、水需要の増減に収入が影響されない体系に変更すること、そして、急激な変更に伴う使用者負担を考慮して「現行の料金制度から利用者

の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要」としている。

秩父広域市町村圏組合の水道料金については、水道の使用水量の有無に関係なく、固定的にかかる経費を賄う「基本料金」と、使用水量に応じてかかる経費を賄う「水量料金」から構成される「二部料金制」を採用しており、合理的な料金徴収方法であることから、継続して採用することが望ましい。

なお、基本料金と水量料金における逡増度については以下のとおりとすることが妥当である。

(1) 基本料金

基本料金は各使用者が水使用の有無にかかわらず、賦課される料金であり、料金収入における基本料金割合を増加することは、使用水量が減少しても給水収益が大きく減少しない料金体系となり、安定した経営が可能になる。

秩父地域においては、人口減少に伴う水需要の減少、これに伴う料金収入の減少は確実視されており、料金収入の安定性を確保するため、給水収益に占める基本料金の割合を増加させる必要がある。

総括原価方式（施設利用率）により算出した、本来あるべき基本料金割合は48%であるが、住民に与える影響を考慮して段階的に増加することが妥当であり、今回の改定では、基本料金の割合を35%とする。

また、今後も将来を見据えて、地域特性や事業実態に応じた料金体系への見直しを漸次進めていくことが望ましい。

(2) 水量料金・逡増度

水量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平の観点から単価は一律であることが望ましいとされているが、当水道事業では、一般家庭等の少量使用者負担を配慮して、逡増型料金体系を採用している。

逡増型料金体系は、多量使用者の水需要が減少した場合、水量料金単価の高い水量区分の収入が減少することになり、大きく給水収益の減少を招くことになるから、水需要減少傾向の現状にあっては、料金収入の安定のため、逡増度を極力緩やかにすることが望ましい。

また、今回の料金改定以降、将来実施される料金改定においても、緩やかな見直しを漸次進めていくことが望ましい。

【水道局に対する付帯意見】

- (1) 水道料金の改定は、住民の生活、企業活動に多大な影響を及ぼすことから、水道料金の仕組み、財政状況、事業計画などの広報活動を継続して行い、住民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たす必要がある。
- (2) 水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水意識の定着により今後も厳しさを増していくことが見込まれる。将来の事業の安定と継続を考慮した場合、財政収支や料金設定の定期的な検討・見直しが必要である。
- (3) 将来にわたり、安定給水を可能とするために、施設等の更新や災害対策は重要である。資金の確保において、不足する資金に対して企業債を充当することもやむを得ないが、世代間負担の公平と、後年負担が著しく高くないよう、起債の借り入れは事業計画の見直しや建設投資額を調整するなどの検討を行ったうえで必要最低限となるように留意すること。
- (4) 更新工事等の実施においては、事業効果を適正に見込んで規模や時期を判断することや、積極的に情報収集を行い、補助金を最大限に活用すること。
- (5) 災害が頻発していることから、重要給水施設管路の耐震化や石綿セメント管の布設替えを推進し、断水にならないシステムを構築すること。
- (6) 事業運営にあたっては、広域化によるメリットを最大限発揮させ、更なる維持管理費の削減に努めること。また、技術革新や業務見直しによるコストダウンに不断の努力をもって取り組み、低廉な料金で、安心、安全な水の供給を安定的に行えるよう事業にあたる必要がある。
- (7) 埼玉県と連携を図り、秩父圏域内の基盤強化が可能な施策を検討すること。また、埼玉県内の広域化に寄与し、広域化の推進に努めること。

【各構成市町に対する付帯意見】

- (1) 大幅な料金の引き上げが見込まれるため、構成市町において十分に調整を行い、必要に応じて、水道使用者の負担を軽減するための激変緩和措置を検討する必要がある。特に、料金収入における基本料金割合を増加することや、逡増度の緩和により、少量使用者に対する負担割合が高くなるため、特段の配慮をお願いする。
- (2) 今回の改定により、地域の産業振興、雇用の維持に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、構成市町において十分に調整を行い、必要に応じて、多量使用者の負担を軽減するための措置を講じることをお願いする。

- (3) 災害対応力の強化は喫緊の課題である。また、今後広域化に伴う施設の解体、撤去は多額の費用が必要となる。これらの事業を料金収入のみにより行う事は、世代間負担の公平性を考慮した場合限界があるため、構成市町において十分に調整を行い、中長期的に水道使用者の負担を軽減するための措置を講じることを願います。